

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	就学援助に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

品川区教育委員会

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	<p>就学援助は、経済的理由によって就学困難な児童および生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等を支給し、もって義務教育を円滑に実施することを目的としている。</p> <p>市区町村は、学校教育法第19条により経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、必要な援助を与えなければならない。</p> <p>品川区では、品川区就学援助費支給要綱に基づき、品川区に住所を有する公立小学校・中学校・義務教育学校に在籍する児童・生徒の保護者から申請があった場合、生活保護受給者以外については、所得制限を設けて前年度の所得に基づいて認否決定を行っている。そのため審査には、申請のあった保護者と生計を一にする家族の所得額を確認することが必要となる。</p> <p>申請者の情報は学校事務システムにて管理し、認定者には学期ごとに年3回支給処理を行い、保護者の金融機関口座または校長口座に援助費を振り込む。</p> <p>品川区では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 年度当初、学校事務システムより打ち出した「就学援助費申請書」と「就学援助のお知らせ」「返信用封筒」をあわせて品川区立小・中・義務教育学校に在籍する全児童生徒に対して一斉に配布</p> <p>② 住民情報システムと連携し、申請者の世帯情報と所得・生活保護受給情報を取得</p> <p>③ 取得したデータに基づき、申請者の世帯ごとに認定処理</p> <p>④ 認定処理結果に基づき、『認定』『却下』『所得不明』のうちいずれかの通知書を申請者の世帯ごとに発送</p> <p>⑤ 所得不明世帯の場合、指定期日までに所得申告をしたものについては再判定を行う</p> <p>⑥ 認定者に対して学校で入力された学校事務システムの内容をもとにして学期ごとに支給処理を行う</p> <p>①については申請月からの支給となるため4月末を年額支給の申請受付期限としているが、翌年2月第1週頃までは申請を随時受付する</p> <p>②③④⑤は6月以降毎月1回行う</p> <p>⑥は7月下旬・12月中旬・3月中旬の年3回</p> <p>また、在籍児童・生徒とは別に、次年度新一年生になる子を持つ保護者に対しては、入学前に新入学学用品費を支給する。その際に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 9月下旬ごろ、学校事務システムより打ち出した「就学援助費(新入学学用品費)入学前受給申請書」と「就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ」「返信用封筒」をあわせて次年度新一年生になる子を持つ保護者に対して一斉に配布</p> <p>② 住民情報システムと連携し、申請者の世帯情報と所得・生活保護受給情報を取得</p> <p>③ 取得したデータに基づき、申請者の世帯ごとに認定処理</p> <p>④ 認定処理結果に基づき、『認定』『却下』のいずれかの通知書を申請者の世帯ごとに発送</p> <p>⑤ 認定者に対して学校事務システムの内容をもとにして支給処理を行う</p> <p>①については10月末を申請受付期限としている</p> <p>②③④は年1回2月上旬に行う</p> <p>⑤は2月下旬の年1回</p>
③システムの名称	学校事務システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、個人情報保護委員会規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区教育委員会事務局学務課
②所属長の役職名	学務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 教育委員会事務局 学務課 学事係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の下記の留意事項等を遵守し、実施している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーが正しいかどうかの確認を行っている ・マイナンバー照会について、常に複数人で確認し実施している ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し登録されているマイナンバーに誤りがないか複数人で確認している	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>特定個人情報を含む資料は、鍵がかかるキャビネットに、申請書類等に付番したうえで番号順に整理し格納することを徹底している。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の		義務教育学校の設置、新入学学用品費の入学前支給の導入にともなう追加	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	学務課長 野呂瀬 久	学務課長	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	様式変更にとりなう新規作成	事後	
令和8年2月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日 時点	令和8年3月1日 時点		
令和8年2月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和8年3月1日 時点		
令和8年2月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	<p>十分である</p> <p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の下記の留意事項等を遵守し、実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーが正しいかどうかの確認を行っている ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し登録されているマイナンバーに誤りがないか複数人で確認している 		
令和8年2月27日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	<p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>特定個人情報を含む資料は、鍵がかかるキャビネットに、申請書類等に付番したうえで番号順に整理し格納することを徹底している。</p>		